

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行要綱

制定 平成 26 年 10 月 24 日
改正 平成 29 年 6 月 1 日
改正 平成 29 年 10 月 6 日
改正 平成 31 年 3 月 7 日
改正 平成 31 年 5 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成 26 年大阪市条例第 73 号。以下「条例」という。）及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成 26 年大阪市規則第 142 号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(指導)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する指導は、口頭による指導及び文書による指導とする。

2 前項の文書による指導については、指導書（第 1 号様式）及び指導書交付控（第 2 号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めたうえで、指導書を相手方に交付することにより行うものとする。

(勧告)

第 3 条 条例第 11 条第 4 項に規定する勧告は、規則第 6 条各号に定める事項を記載した勧告書（第 3 号様式）及び勧告書交付控（第 4 号様式）を作成し、勧告書交付控に当該勧告の相手方の署名を求めたうえで、勧告書を相手方に交付することにより行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 11 条第 6 項又は第 7 項に規定する命令は、規則第 7 条において準用する規則第 6 条各号に定める事項を記載した命令書（第 5 号様式）及び命令書交付控（第 6 号様式）を作成し、命令書交付控に当該命令の相手方の署名を求めたうえで、命令書を相手方に交付することにより行うものとする。

(立入調査等)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項に規定する書類その他の物件の提出又は提示の要求は、規則第 8 条第 1 項に規定する物件提出等要求書（第 7 号様式）又は口頭により行うものとする。

2 条例第 12 条第 1 項に規定する書類その他の物件の提出を受けたときは、当該物件を提出したものに対し、規則第 8 条第 2 項に規定する物件提出書（第 8 号様式）及

び物件提出書控（第9号様式）を作成し、物件提出書控に当該提出の相手方の署名を求めたうえで、物件提出書を相手方に交付するものとする。

- 3 条例第12条第1項に規定する書類その他の物件を提出したものに対し、当該物件を還付したときは、規則第8条第3項に規定する還付書（第10号様式）及び還付書控（第11号様式）を作成し、還付書控に当該還付の相手方の署名を求めたうえで、還付書を相手方に交付するものとする。
- 4 立入調査の従事者、日時、相手先、経過、結果等については、立入調査等結果報告書（第12号様式）によりとりまとめるものとする。

（公表等）

第6条 条例第13条第1項に規定する公表は、条例第11条第6項又は第7項に規定する命令に違反したものであって、次に掲げられた各号のいずれにも該当するものに対して行う。

（1）満20歳を超えるもの

（2）その違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認めるもの

- 2 条例第13条第2項に規定する公表は、条例第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものであって、次に掲げられた各号のいずれにも該当するものに対して行う。

（1）満20歳を超えるもの

（2）その違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認めるもの

- 3 前2項に規定する公表をしようとするときは、規則第9条第2項に規定する公表理由等通知書（第13号様式）を当該公表の実施を受けるものに通知し、意見陳述の機会を付与するものとする。

- 4 規則第9条第1項に規定するインターネットを利用する方法は、大阪市ホームページへの掲載とし、同項に規定するその他広く市民に周知できる方法は、報道機関への情報提供とする。

- 5 大阪市ホームページへの掲載期間は、大阪市ホームページに掲載した日から起算して1年間とする。ただし、大阪市ホームページの報道発表資料ページに掲載した場合の掲載期間は、本市報道発表資料ページの取扱によるものとする。

（土地等の提供者への通知等）

第7条 条例第14条に規定する通知は、客引き行為等に係る場所提供者通知書（第14号様式）を土地等の提供者あて通知することにより行うものとする。

(関係機関等への要請)

第8条 条例第15条各項に規定する要請は、援助・協力要請書（第15号様式）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(弁明の機会の付与)

第9条 規則第10条各項に規定する弁明の機会の付与は、告知書（第16号様式）及び告知書交付控（第17号様式）を作成し、告知書控に過料を科そうとするものの署名を求めたうえで、告知書を相手方に交付し、期限を定めて弁明の機会を付与することにより行うものとする。

2 前項の弁明は、弁明書（第18号様式）又は次に掲げる事項を記載した書面を提出期限までに提出することにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは口頭により行うことができるものとする。

- (1)提出するものの氏名及び住所（居所と異なる場合は住所及び居所）
- (2)弁明に係る件名
- (3)弁明の内容

(過料)

第10条 条例第16条第1項又は第2項の規定により過料を科すときは、規則第11条の規定により過料処分決定通知書（規則第2号様式）及び過料処分決定通知書控（第19号様式）を作成し、過料処分決定通知書控に相手方の署名を求めたうえで、過料処分決定通知書を交付することにより行うものとする。ただし、郵送その他の手段により、過料処分決定通知書の受領が確認できる場合は、過料処分決定通知書交付控の相手方の署名を求めるのを省略することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

2 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例に基づく公表に関する要綱（平成28年12月15日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第
号
年 月 日

指 導 書

違反日時	年 月 日 時 分頃		
違反場所	大阪市		
違 反 者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）	
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職 業		
	連絡先電話番号		
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等		
	所在地		
	代表者名等		
	連絡先電話番号		
	指示・依頼内容等		
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (□客引き □勧誘 □客待ち)を行った (□客引き □勧誘 □客待ち)を 行わせた		
指導事項	上記違反事実に記載の行為の中止		

あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反したため、同条例第11条第1項の規定に基づき、上記のとおり指導します。

大阪市長（氏名）

留意事項

- 1 本指導に従わず、あなたが客引き行為等禁止区域において、同条例第10条第1項に違反した場合は、同条例第11条第4項の規定により、勧告の対象となります。
- 2 1の勧告に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第11条第6項の規定により、命令の対象になります。
- 3 2の命令に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第13条第1項に規定する公表及び第16条に規定する過料の対象になります。
- 4 あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本指導を受けたことを必ず知らせてください。

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
大都市 局 電話: 一 一

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、集客都市にふさわしい魅力とぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「客引き行為等」とは、客引きをし、若しくは役務に従事するよう特定の人を勧誘し、又はこれらの行為を行うために相手方となるべき者を待つことをいう。

2 この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。

（客引き行為等禁止区域の指定等）

第9条 市長は、重点地区内の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路のうち、誰もが安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、同項の規定による指定をしようとする区域に係る重点地区及びその周辺の区域において居住し、又は営業を行うものの意見を反映させるため適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定するときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第10条 市民等は、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

2 前項の規定は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で客引き行為等をする場合その他の客引き行為等をし、又はさせることが快適な環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として市規則で定める場合には、適用しない。

（禁止区域における指導等）

第11条 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、客引き行為等をし、又はさせる行為（以下「禁止行為」という。）を中止するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条の規定に違反しているものに質問させることができる。

表面の違反事実欄の「客引き」、「勧誘」、「客待ち」の意味は次のとおりです。

- ・「客引き」～不特定の人の中から特定の人に対して営業の客となるよう積極的に誘う行為
- ・「勧誘」～不特定の人の中から特定の人に対して役務に従事するよう積極的に誘う行為
- ・「客待ち」～客引き・勧誘を行うために、たむろする、うろつく、その場にとどまるなどの待つ行為

第
号
年 月 日

指導書交付控

違反日時	年 月 日 時 分頃	
違反場所	大阪市	
違反者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）
	氏名又は名称及び代表者氏名	
	生年月日	年 月 日
	職 業	
	連絡先電話番号	
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等	
	所在地	
	代表者名等	
	連絡先電話番号	
	指示・依頼内容等	
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (□客引き □勧誘 □客待ち)を行った (□客引き □勧誘 □客待ち)を に行わせた	
指導事項	上記違反事実に記載の行為の中止	

私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反し、上記のとおり指導を受けました。

今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。

また、指導書の記載内容に相違ありません。

違反者署名

(備考)

第3号様式（第3条関係）

第
号
年 月 日

勧告書

違反日時	年 月 日 時 分頃		
違反場所	大阪市		
違反者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）	
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
	連絡先電話番号		
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等		
	所在地		
	代表者名等		
	連絡先電話番号		
	指示・依頼内容等		
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (□客引き □勧誘 □客待ち)を行った (□客引き □勧誘 □客待ち)を に行わせた		
勧告事項	上記違反事実に記載の行為の中止		

あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長は、 年 月 日第 号の指導書により、同条例第11条第1項の規定に基づき、あなたに対して指導しましたが、本指導に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行っているので、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第4項の規定に基づき、勧告します。

大阪市長（氏名）

留意事項

- 1 本勧告後に、あなたがさらに客引き行為等禁止区域において、同条例第10条第1項に違反した場合は、同条例第11条第6項の規定により、命令の対象となります。
- 2 1の命令に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第13条第1項に規定する公表及び第16条に規定する過料の対象になります。
- 3 あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本勧告を受けたことを必ず知らせてください。

（担当） 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
大坂市 局 電話： 一 一

第
号
年 月 日

勧告書交付控

違反日時	年 月 日 時 分頃		
違反場所	大阪市		
違反者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）	
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
	連絡先電話番号		
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等		
	所在地		
	代表者名等		
	連絡先電話番号		
	指示・依頼内容等		
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (<input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 客待ち)を行った (<input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 客待ち)を に行わせた		
勧告事項	上記違反事実に記載の行為の中止		

私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長から、 年 月 日第 号の指導書により、同条例第11条第1項の規定に基づく指導を受けましたが、本指導に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行い、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第4項の規定に基づき、勧告を受けました。

今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。

また、勧告書に記載の内容に相違ありません。

違反者署名

(備考)

第
号
年 月 日

命 令 書

違反日時	年 月 日 時 分頃		
違反場所	大阪市		
違 反 者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）	
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職 業		
	連絡先電話番号		
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等		
	所在地		
	代表者名等		
	連絡先電話番号		
	指示・依頼内容等		
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (□客引き □勧誘 □客待ち)を行った (□客引き □勧誘 □客待ち)を に行わせた		
命令事項	上記違反事実に記載の行為の中止		

- あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長は、 年 月 日第 号の勧告書により、同条例第11条第4項の規定に基づき、あなたに対して勧告しましたが、本勧告に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行っているので、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第6項の規定に基づき、命令します。
- あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において、同条例第10条に違反する行為を行ったため、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第7項の規定に基づき、命令します。
- 今後、あなたが、正当な理由なくこの命令に従わず、さらに禁止行為を行った場合は、同条例第13条第1項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあるとともに、同条例第16条の規定に基づき、過料（5万円以下）に処するものとします。

大阪市長（氏名）

印

注

留意事項

あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本命令を受けたことを必ず知らせてください。

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第
号
年 月 日

命令書交付控

違反日時	年 月 日 時 分頃		
違反場所	大阪市		
違反者	住所又は主たる事務所の所在地 ※住所と居所が異なる場合は（ ）内に居所を記載	（ ）	
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
	連絡先電話番号		
禁止行為に係る店舗名、法人名等	店舗名・法人名等		
	所在地		
	代表者名等		
	連絡先電話番号		
	指示・依頼内容等		
違反事実	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が (□客引き □勧誘 □客待ち)を行った (□客引き □勧誘 □客待ち)を に行わせた		
命令事項	上記違反事実に記載の行為の中止		

- 私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第1項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長から、 年 月 日第 号の勧告書により、同条例第11条第4項の規定に基づく勧告を受けましたが、本勧告に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行い、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第6項の規定に基づき、命令を受けました。
- 私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第7項の規定に基づき、命令を受けました。
- 今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。
- また、命令書の記載内容に相違ありません。

違反者署名

(備考)

第
年
月
日
号

物件提出等要求書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

様

大阪市長（氏名）

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり書類その他の物件の 提出 提示 を求めます。

提出又は提示を求める書類その他の物件	
書類その他の物件の提出先又は提示先	
書類その他の物件の提出又は提示の期限	

（担当）〒一 大阪市 区 丁目 番 号
 大阪市 局 電話：— —

第 号
年 月 日

物件提出書

住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

樣

大阪市長 (氏名)

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次の目録のとおり物件の提出を受けました。

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
 大阪市 局 電話: 一 一

第 号
年 月 日

物件提出書控

住所（法人にあっては所在地）

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

樣

大阪市長 (氏名)

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次の目録のとおり物件の提出を受けました。

上記、記載内容に相違ありません。

提出者署名

第 年 月 日 号

還付書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

樣

大阪市長 (氏名)

年 月 日付け第 号物件提出書により提出を受けた物件について、
次の目録のとおり還付しました。

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
 大阪市 局 電話: 一 一

第 年 月 日 号

還付書控

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

樣

大阪市長 (氏名)

年 月 日付け第 号物件提出書により提出を受けた物件について、
次の目録のとおり還付しました。

上記、記載内容に相違ありません。

還付者署名

年 月 日

立入調査等結果報告書

本市従事者	
日 時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
氏名又は名称 (関係店舗名)	
住所又は所在地	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 () -
立会人	住所 氏名 連絡先 自宅・勤務先・携帯電話 () -
経 過	
結 果	

第
年
月
日
号

公表理由等通知書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

様

大阪市長（氏名）

印

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 第13条第1項 の規定に基づき、次の
 第13条第2項

とおり公表します。

このことについて、同条例第13条第3項の規定に基づき、意見を述べる機会をえますので、意見書（任意様式）により、意見を提出してください。

公表する事項	
公表の根拠となる条例、規則等	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

（担当）〒　　一　　大阪市　　区　　丁目　　番　　号
　　　　　　大阪市　　局　　電話：　　一　　一

第 号
年 月 日

客引き行為等に係る場所提供者通知書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

様

大阪市長（氏名）

印

あなたが（所有・管理）している次の（土地・建物）を、店舗等の場所として使用している次の者が、

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の

□第11条第6項又は第7項に規定する命令に従わなかつたため、同条例第13条第1項の規定に基づき、

□第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたため、同条例第13条第2項の規定に基づき、

□第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したため、同条例第13条第2項の規定に基づき、

□第12条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたため、同条例第13条第2項の規定に基づき、

その氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第14条の規定に基づき、土地等の提供者に対し、公表された内容等について通知します。

店舗等の場所として使用されている土地又は建物の名称及び所在地	
店舗等の名称	
店舗等の場所として使用している者の氏名	
公表された事項	

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
大坂市 局 電話: 一 一

第
年　月　号
日

援助・協力要請書

様

大阪市長　（氏　名）　印

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 第15条第1項 の規定に基づき、次の援助・協力を要請します。

第15条第2項

援助を必要とする 日時・期間等	年　　月　　日　　時　　分から
	年　　月　　日　　時　　分まで
援助を必要とする 理由	
援助内容	

（担当）〒　　一　　大阪市　　区　　丁目　　番　　号
　　　　　　大阪市　　局　　電話：　　一　　一

第
号
年 月 日

告 知 書

住 所

氏 名 様

大阪市長 (氏 名)

印

あなたが行った違反行為は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 第16条第1項
 第16条第2項
 の規定に基づく、過料処分の対象となりますので、同処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時	年 月 日 時 分 頃
違反場所	大阪市
違反者氏名 又は名称	
違反者生年月日	年 月 日
違反者連絡先	
違反事実	<p>大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の</p> <p><input type="checkbox"/> 第10条に違反する行為を行い、条例第11条第4項の規定による勧告に従わなかったため、同条第6項の規定に基づき、 年 月 日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第7項の規定に基づき、 年 月 日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。</p>
弁明の方法	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

(担当) 〒 一 大阪市 大阪市 区局 丁目 番 号
 電話： 一 一

第
号
年 月 日

告知書交付控

住 所

氏 名 様

大阪市長 (氏 名)

あなたが行った違反行為は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 第16条第1項
 第16条第2項
 の規定に基づく、過料処分の対象となりますので、同処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時	年 月 日 時 分 頃
違反場所	大阪市
違反者氏名 又は名称	
違反者生年月日	年 月 日
違反者連絡先	
違反事実	<p>大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の <input type="checkbox"/> 第10条に違反する行為を行い、条例第11条第4項の規定による勧告に従わなかったため、同条第6項の規定に基づき、 年 月 日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。 <input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第7項の規定に基づき、 年 月 日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。</p> <p><input type="checkbox"/> 第12条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。</p>
弁明の方法	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

上記のとおり告知書の交付を受け、これを受領しました。

- 告知・弁明書の記載内容に相違ありません。
 後日、提出期限までに弁明書を提出します。

違反者署名

(備考)

第 号
年 月 日

弃明書

大阪市長 (氏名) 様

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で告知された事項について、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり弁明書を提出します。

注 弁明書と併せて、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、弁明書の提出期限までに提出してください。

(担当) 〒 一 大阪市 区 丁目 番 号
 大阪市 局 電話: 一 一

年 月 日

過料処分決定通知書交付控

氏名又は名称 及び代表者氏名	
住所又は主たる 事務所の所在地	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 () —

大阪市長

あなたは、次のとおり大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）の規定に違反しました。

日 時	年 月 日	時 分頃
場 所	大阪市 区	付近
内 容		
<input type="checkbox"/> 条例第10条に違反する行為を行い、条例第11条第4項の規定による勧告に従わなかつたため、同条第6項の規定に基づき、 年 月 日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかつた。 <input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行つたため、条例第11条第7項の規定に基づき、 年 月 日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかつた。 <input type="checkbox"/> 条例第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。 <input type="checkbox"/> 条例第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。 <input type="checkbox"/> 条例第12条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。		

条例第16条第1項の規定により、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

納入通知書によりお支払いください。

被処分者署名

(備考)